

指名停止措置状況

【建設工事等】

No.	業 者 名	登録代理人	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	東京本部	東京都港区東新橋1-5-1	R7.4.16 ~ R7.6.15	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、主任技術者等として工事現場に配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められ、地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
2	パナソニック産機システムズ株式会社	空調事業本部	東京都墨田区押上1-1-2	R7.4.16 ~ R7.6.15	当該業者は、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められ、地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
3	新明和工業株式会社	①産機システム事業部環境システム本部営業部 ②流体事業部営業本部関東支店	①東京都台東区上野7-12-14 ②埼玉県さいたま市北区宮原町2-41-12	R7.4.16 ~ R7.8.15	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
4				~	
5				~	
6				~	